

様式第 6 号（第 7 条関係）

五霞町指令第 4-14 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 群馬県館林市苗木町 2548 番地

氏 名 (株) 錫商

代表取締役 錫崎 勝一

令和 4 年 5 月 27 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請書については、五霞町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付して許可する。

営業所の所在地及び名称	栃木県小山市大字間々田 2423-6 (株)錫商 小山営業所
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（ごみ）
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
処理施設（処分地）の 所 在 地 及 び 名 称	坂東市寺久 1353 番地 1 さしまクリーンセンター寺久 ごみ処理施設
営 業 の 区 域	五 霞 町
処 理 料 金	申請料金による
営 業 許 可 期 間	令和 4 年 6 月 6 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
そ の 他 の 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（町条例及び規則を含む。）を遵守するほか町長の指示に従うこと。

令和 4 年 6 月 6 日

五霞町長 染 谷 森 雄



この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

[illegible]